

進捗整理表：容量市場、系統、価格高騰問題、需要家の選択肢の拡大

令和 3 年 3 月 29 日

内閣府事務局

(1) 容量市場について

論点	意見（委員意見書等）	対応状況 (○、△、▲、×)	対応詳細
①一時凍結、市場設計の順番の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場の前に急ぐべきは、基本的な競争環境の整備であり、市場設計の順番を変えるべき。前日スポット市場や先渡市場、先物市場の拡充、需給調整市場の整備、更には発販分離などの構造的措置も検討すべき。また、系統運用の広域化や送電網の拡充、デマンドレスポンスや蓄電池の市場を通じた活用を進めることで、柔軟性を拡大すべき。 これらを充実させた上で、容量市場での供給力確保を検討すべきで、それまでは一時凍結し、廃止を含め抜本的に再検討すべき。 	×	<p>【一時凍結は対応不可、その他は順次対応中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 容量市場の必要性については、<u>あらためて議論を行い、その早期導入の必要性を確認した後、具体的な見直しについて検討中。</u> 別途、スポット市場価格高騰に関連し、旧一般電気事業者が内外無差別な卸売を行うこと等のコミットメントの実効性確保のため、実施状況の確認・公表を予定。 別途、電力価格高騰問題の文脈にて、先物・先渡・BL 市場等のヘッジ市場の利便性向上やヘッジ手段の利用拡大に向けて更に検討中。 別途、<u>新設電源を対象にした収入の長期固定化策も検討中。</u>

<p>②柔軟性の劣るベースロード電源支援の回避、非効率石炭の延命回避、情報公開の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在の容量市場では、柔軟性の確保が全く考慮されておらず、むしろ柔軟性に劣るベースロード電源の延命につながる。広域運用、揚水、火力などの出力調整運転、さらに蓄電池やデマンドレスポンスなどによる柔軟性の確保が重要。 	<p>▲</p>	<p>【一部対応予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>発動指令電源 (DR) の調達量の上限を現在の3%から4%とする案を検討中。</u> システムの増強や運用の広域化を進めつつ、DR や蓄電池の更なる活用策も講じていく。
	<ul style="list-style-type: none"> 現在の容量市場では、2050年カーボンニュートラルの目標、あるいはその実現に向けた最低限の手段である非効率石炭フェードアウトの方針に反する。例えば、日本が参考にしたイギリスの容量市場では、「炭素基準」が設定されており、CCSのない石炭火力は実質的に入札できない仕組みになっている。また、ドイツの戦略的リザーブは、老朽化した石炭火力を供給力として待機させておくことにより、脱炭素化の方針との整合性を取ろうとしている。供給力の確保策が必要だとしても、最低限このような配慮は不可欠。 ただし、既存の容量市場の上に更に石炭火力対策としての戦略的リザーブを追加するようなことがあってはならない。 	<p>▲</p>	<p>【対応予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラルとの整合性を確保するため、誘導措置を検討。対象電源は非効率石炭火力とし、発電方式ではなく発電効率（設計効率）を基本に基準を検討。 稼働抑制に対するインセンティブについては、容量確保金を一律に減額するのではなく、設備利用率の高低で傾斜をつけることを基本とし、過度な退出を招かないよう留意しつつも、段階的にインセンティブを強化して退出を促進。基準となる設備利用率は、需給逼迫時の稼働も勘案しながら設定。

	<ul style="list-style-type: none"> 落札結果のモニタリングや情報公開などを徹底した上で、容量市場のあるべき姿について十分な時間をかけて検討を行い、新規参入者への悪影響の軽減や適切な導入時期にも配慮すべきである。 	○	<p>【対応予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別電源毎に参加事業者や落札情報について広く一般に公開する方法（A案）と、事業者名と合計の落札容量を公開する方法（B案）を示し、<u>オークション直後にはB案で公表を行い、2年後にA案で公表するという方法とオークション直後からA案で公表する方法で議論中。</u> 売り惜しみ防止策の強化に向けて、基本的にすべての電源について応札する方向で検討中。 経過措置（小売電気事業者への激変緩和措置）についても検討中。 応札価格の事前確認制の導入を検討中。
③スポット価格高騰問題との関係	<ul style="list-style-type: none"> スポット価格高騰問題対策として、容量市場が有効との声があるが、理解に苦しむ。そもそも容量市場について資源エネルギー庁は、スポット市場では燃料費しか回収できないため、発電設備への投資を促すために必要と説明。確かに、発電所稼働のリクワイアメントが燃料確保に資する可能性はあるが、あくまで副次的な作用、容量市場の本質的な問題点は変わらない。価格高騰問題も容量市場の高値落札問題も、発電市場の寡占性や発電一体体制という構造問題が共通背景としてあり、支配的事業者に燃料確保と市場玉出しを義務付けるなど規制的手法により正すことが優先。 	▲	<p>【検討中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の事象をふまえ、目標調達量、経年火力の扱い（他の電源と扱いを変えるか）、<u>リクワイアメントなどの妥当性、他市場収益の取り扱いなど論点提起し議論を行った。</u> スポット市場価格高騰に関連し、旧一般電気事業者が内外無差別な卸売を行うこと等のコミットメントの実効性確保のため、実施状況の確認・公表を予定。

(2) 系統問題について

論点	意見（委員意見書等）	対応状況 (○、△、▲、×)	対応詳細
①空き容量問題	<ul style="list-style-type: none"> コネクト&マネージは、実潮流ベースの計算など 2019 年から試行的に開始した東京電力パワーグリッドと同様の方式に基づき、速やかに全国展開する。その実施状況について、当面毎月、第三者が検証可能な形での報告と公開を送配電事業者に義務付ける。 	△	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月13日から全国の全ての基幹送電線へのノンファーム適用を開始 コネクト&マネージの方式及び毎月報告・公開の義務付けについては特段の議論ないが、各社は実施状況を HP において公開
	<ul style="list-style-type: none"> 1月からの地内基幹系統に止まらず、速やかにローカル系統全体を対象にする 配電系統への導入については、配電線の新增設やノンファーム型接続の実施など、地域の実情に応じて技術的課題や対応策を検討し、早期の実現を図る ローカル系統・配電系統ともに、全国同時展開が理想であるが、能力と意欲がある送配電事業者には先行的に実施させる 	△	<p>【対応予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ローカル系統や配電系統へのノンファーム型接続の適用の仕方や費用負担・接続の在り方は、<u>ロードマップ的なものを描きながら今夏頃までに一定の方向性をとりまとめる予定</u> (具体的内容) 非 FiT 電源の下げ調整を市場取引価格により行う仕組みの整備状況を踏まえて検討。その検討は需給調整市場（2024 年度より本格実施）等に関する詳細決定議論も踏まえつつ行う。 NEDO 実証事業（2019 年度～2023 年度）の結果を踏まえつつ、適用可能となる系統（ローカル系統・配電系統）の条件整理等を検討。 ローカル系統ノンファームは、意欲ある東電 PG が試行的取組を実施（2021 年 4 月（特高・高圧）または 5 月（低圧）適用。接続は 2024 年度～）。

<p>②給電順位の問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域間連系線の間接オークションにおいて、長期固定電源を承認電源の対象から外す。 	<p>△</p>	<p>【対応の必要無し/対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力広域機関において、スポット取引において優先的に約定することを承認している出力制御が困難な電源等保有者に係る定期審査を行った結果、長期固定電源の現在の承認件数は0件。 ※参考 HP (2021年3月24日) https://www.occto.or.jp/occtosystem2/kansetsu_auction/210324_teikikensa_kekka.html ・ また、長期固定電源から電気を調達する受給契約等としては水力のみ承認されており、出力を急速に変動させることが難しいという特性上、社会コストを最小化するために承認電源として扱われているものであり、急速な変動が困難な水力を対象から除外することについて、直ちに対応することは困難。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地内系統においてメリットオーダーを導入する際の混雑管理方法は、市場主導型のゾーン制とする。 ・ 2020年度内にゾーン制導入のためのロードマップを策定し、2021年度内に実施する。その際、一部地域でも導入可能であれば、先行的に実施していく。 	<p>△</p>	<p>【一部対応予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まずは再給電方式でやっていくことが最も簡易で早いと進めているが、ゆくゆくはゾーン制やノード制などの管理方式も、市場の在り方を含めて検討していく

<p>③系統増強費用の負担問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地内基幹系統やローカル系統の増強が必要な場合には、原則として送配電事業者が費用負担（一般負担）する。 ・ 送配電事業者が地内基幹系統やローカル系統を増強する場合にも、原則として託送料金に算入できるようにするとともに、特定地域の送配電事業者に負担が偏らないよう、全国負担の仕組みを検討する。 	<p>△</p>	<p>【対応予定、方向性を今夏まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ローカル系統や配電系統の費用負担の在り方も、今夏頃までに一定の方向性をとりまとめる予定</u> ・ 基本的にすべての電源がノンファーム接続により系統を「公共財」として利用することになるため、系統増強費用の負担ルールを見直す必要が生じる。また、再給電方式が適用されれば再給電費用と増強費用の比較が可能となる。基幹系統における取組も参考にしつつ検討を深める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ （北海道エリアの蓄電池設置要件について）短周期変動については、新北本連系線による調整力のエリア外調達のためのマージン設定の検討を早急に進めるべき。新々北本を含む北海道東北間連系容量のさらなる拡大を早急に進める 	<p>△</p>	<p>【対応予定、スケジュール感不明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新北本連系線の活用については、これができたことで短周期・長周期含めて制約が緩くなったため、マージンを実際に設計するときの要件を具体的な試算も含めて検討 ・ 連系線の活用については実証（風力 20 万 kW）のマージン枠を設定済み。三次調整力①が 2022 年度から開始、需給調整市場を活用した再エネ出力変動対応の調整力確保は OCCTO で議論 ・ 容量拡大に向けては、3/25 のマスタープラン検討委員会（広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会）において検討。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ (北海道エリアの蓄電池設置要件について) 個別発電所への蓄電池の併設は合理的な対策でなく、停止する。系統側への設置が必要な場合、送配電事業者が責任を持って設置し、自らその費用を負担する。 ・ 系統側蓄電池の募集ルールの見直し：保証金について、支払い後も辞退が可能・保証金返還をする形とし、東電との実証試験枠のように追加募集で実施可能な事業者が保証金を負担する形にすべき。 	▲	<p>【一部対応予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 系統用蓄電池の導入が進むように、電気事業法への位置づけを含む事業環境整備を進め、蓄電池等の設置が必要となるような要件の解除を目指す。 ・ 短期的な施策としては、蓄電池プロセス I 期追加を開始する予定であり、<u>費用負担は一般負担を 5%から 10%に変更する方針。</u>
④再エネ電力の出力抑制の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電のオンライン制御への移行を促す措置を講じる。 	○	<p>【対応中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン代理制御を 2022 年早期導入に向けて準備中。実潮流との差を効率的に縮めていくために、オンライン化をどう進めていくか、引き続き検討 ・ 出力制御単価の計算方法を再整理中
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出力抑制時の給電ルールは、メリットオーダーとする。と同時に柔軟性を高めるよう、火力発電の最低出力運転の基準を下げ、また必要に応じて長期固定電源の一部運転停止も行うようにする 	△	<p>【一部検討予定、スケジュール感不明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去にベースロードと呼んでいた様々な電源、特に石炭火力の最低出力運転の割合が 50%というのは高いのではないかと思うため検討する(TF 本番) ・ <u>現在、最低出力の状況等を精査中</u>

	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ電力の出力抑制が必要な場合は、年間発電電力量の5%を上限とし、これを超える部分については、補償される仕組みに変更する。 	△	<p>【一部対応予定、方向性を今夏までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行制度上、約8%の無補償制御の上限を設定。今般のFIP制度の導入により制御の考え方や出力制御の価値を再考する必要があり、審議会等にて今夏頃までに一定の方向性をとりまとめ。 現時点で、FiT電源に対し出力制御時の追加的補償は妥当でない。一方、卒FiT電源やFiP電源への出力抑制に一定の金銭的精算をすることは検討の余地あり。下げ調整の市場取引に関する規律次第となるため、需給調整市場等に関する詳細制度設計を踏まえ検討中。
	<ul style="list-style-type: none"> 九州地方については、中国地方との間の地域間連系線の新設や、四国地方や海外との間の新設を検討する。 	△	<p>【対応中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月25日のマスタープラン検討委員会（広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会）において検討。
⑤系統増強の必要性和託送料金	<ul style="list-style-type: none"> マスタープランは、再エネ主力電源化といった政府目標と整合的な形で、プッシュ型の計画とする。費用便益分析においては、社会経済厚生や二酸化炭素削減量、再エネ導入量等幅広い便益を積極的に評価する。 	○	<p>【対応予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度春に足元の増強案を策定して、以降は随時プッシュ型で改定を行っていく。直流送電の具体的な検討も実施。

	<ul style="list-style-type: none"> 送配電事業者によって異なる系統の主要資機材の仕様を統一する。地域を越えて工事会社間の競争を促すなど、競争的な調達を実施する。電力・ガス取引監視等委員会は、競争的な調達を促すルールを導入した上で、これを適切に指導し、厳しく監督する 	○	<p>【対応予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023 年度に第一期間が開始するレベニューキャップ制度と国の審査・査定の中で進める。
	<ul style="list-style-type: none"> 接続検討の回答を確実に3か月以内におこなうよう事業者への徹底、各事業者から過去3か月の期限が守られなかった例を公表すべき 系統増強工事が必要な状況と状況に応じた基本的な工事内容を予め定めた上で一般公開、系統増強工事積算根拠の事業者への開示、事業者と電力の協議にあたっては必要に応じて第三者機関が内容を精査し助言できる制度を設置すべき 系統接続の際の高額な工事負担金の請求が後を絶たない。このような問題は民間企業同士の契約上のNDAを理由に「第三者への開示」を禁じられており、計算根拠は事業者にも開示されず、検証不可能。そのため、高額な接続負担金の請求を改善するとともに、合理的な説明と情報の開示を事業者に求めるべく、何かしら対策を行うべきではないか 	△	<p>【一部対応予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの接続検討回答状況の集計結果公表（ただし会社毎ではない）。接続検討の検討期間実績や回答予定日超過理由が日本全体で集約されているため、今後は、電力広域機関が各一般送配電事業者ごとに具体的な情報を公表 接続検討・契約申込回答期限超過件数、再エネ電源と合意した受電予定日からの遅延件数について、一般送配電事業者の目標として設定し、その達成状況に応じてインセンティブを設定することを検討 OCCTOが実施する妥当性確認の対象事業者の拡大や、疑義が生じた場合には一般送配電事業者との協議に立ち会うなど、セカンドオピニオンの強化を実施 工事内容や積算根拠の公表・開示等は議論なし

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電側基本料金については、現状の案にとらわれず、将来のネットワーク像を踏まえて再検討する。その際、再エネ発電事業者に過度の負担とならないよう、kW 課金と kWh 課金のバランスや、対象とする発電所規模に配慮する 	<p style="text-align: center;">△</p>	<p>【対応中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電側基本料金の見直しについては、既存の非効率な火力電源を抑制しつつ再エネ導入を加速化するための基幹送電線の利用ルールの抜本見直しと整合的な仕組みとなるよう、審議会を3回開催し、再エネ発電事業者団体を含め、様々な御意見を伺いながら、検討を進めている。 ・ この中で、kW 課金の見直しについては、①kWh 課金を導入すること、また、②kW 課金と kWh 課金の比率は、再エネ大量導入による混雑系統の増加を踏まえた設備増強、送電線利用ルールの抜本見直しの特別高圧系統への適用拡大など、将来の状況を先行的に考慮して、kWh 課金の比率の上積みを行うとの考え方の下、まずは1：1で始めることについて、全ての関係事業者団体から反対がないことを確認（kW 課金について否定的であった太陽光発電協会も当面の措置として賛同を明言）。なお、10kW 未満の電源は課金せず。 ・ また、発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化については、発電事業者と小売事業者の協議が適切に行われるよう指針を策定することに加え、①その担保方法（主要な小売事業者への個別の要請等）、②転嫁を円滑に進めるためのFIT小売買取・送配電買取における調整措置のあり方
--	--	--------------------------------------	---

			<p>について、電力・ガス取引監視等委員会と資源エネルギー庁において必要な検討を進めていく</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023年度からの導入を予定。詳細な制度設計は関係事業者団体の意見を聞きつつ、引き続き検討
⑥系統関連情報の公開の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 送配電事業者は、系統関連の情報開示を徹底する。供給実績データにおける火力の燃料種別など情報の粒度を高め、30分単位でリアルタイム公開し、ビジュアル化など見せ方を工夫する。 系統の建設費や維持費の抑制の観点から、工事費や工期の詳細、調達の方法などの情報公開を義務付ける 	△	<p>【一部対応予定、方向性を今夏まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる系統情報の公開・開示の高度化を進めるため、今夏頃までに一定の方向性をとりまとめ予定 <u>可能な限りリアルタイムに近く、30分値で電源別にビジュアル化して公開・提供する方針で見直しを実施。</u>なお、ビジュアル化に時間がかかるとすれば、リアルタイムの数値データ公開を先に行うなどの進め方を検討（<u>「燃料種別」も可能性を追求中</u>） 個別電源情報の公開は、NDA締結の下、再エネや需給ひっ迫等に関する分析を可能とするため、学術や公益的な目的においても情報を開示可能とする方向で検討。 系統の工事費・工期の詳細・調達方法に関する情報公開については特段の議論なし

<p>⑦構造的問題（発送電分離）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法的分離において、持株会社方式を義務付ける。発販親会社方式は認めず、変更を求める。電力ガス取引監視等委員会は、法的分離開始後3年になる2022年度末までの期限を切って、上記の問題点について、送配電事業者に対する監督を徹底する。この監督の詳細を、四半期毎に報告・公開する。上記の結果、システムの開放が十分に進まない場合には、所有権分離を検討する。その際、送配電事業者の統合にも留意する 	<p>×</p>	<p>【検討中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的分離の実施に当たっては、中立性確保のため、電気事業法に基づき、送配電会社がグループ内の発電・小売会社を優遇するといったことがないよう、①送配電会社の取締役が発電・小売会社の取締役を兼職することの制限や、送配電会社から発電・小売会社に対する業務委託を制限するなどの行為規制を課すとともに、②それを電力・ガス取引監視等委員会が厳格に監視するなど、規制を適切に執行している。 まずは、<u>現行の法的分離を含めた電力システム改革の効果を見極めることが重要であり、あるべき電力システム改革の姿について、所有権分離の選択肢も排除せず、将来的な検討課題として、考えていく必要があると認識。</u>
<p>⑦構造的問題（電力広域的運営推進機関（OCCTO）のあり方）</p>	<ul style="list-style-type: none"> OCCTOは、中立的な送配電事業者のみの集合体とする方向で、抜本的に組織を見直す。プロパー職員を増やし、中立性を高める 将来的には、送配電事業者からの出向者を排し、米国型の独立系統運用機関（ISO/RTO）への改組も検討する 	<p>×</p>	<p>【検討中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年11月、電力広域的運営推進機関検証WGにおいて、電力広域的運営推進機関の機能の強化の方向性について取りまとめを行った。この中で、中立性・公平性の向上の観点から、<u>プロパー職員の採用強化等による大手電力出向者比率の計画的な引き下げなどの提言がなされたところであり、現在、取組を進めているところ。</u>

(3) 価格高騰問題について

論点	意見（委員意見書等）	対応状況 (○、△、▲、×)	対応詳細
① 当面の供給力 （売り入札） 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料確保、最大出力運転などの対策 ・ スポット市場への球出し 	○	<p>【対応中、スケジュール感不明】</p> <p><燃料確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ kWh 不足を考慮した燃料確保の方向性を示すガイドラインの策定を検討中 【短期・中長期】 <p><スポット市場への球出し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売り惜しみ行為がないか等の厳格な監視（報告徴収⇒2月25日公開ヒア）。自社需要予測の精緻化、燃料制約・揚水制約の運用の透明化等 【短期的】 ・ 容量市場のリクワイアメントの整理や売り入札価格（限界費用）の考え方の検討等 【中長期的】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料調達状況、発電所の稼働状況、売り入札行動などの情報の毎日公開 	△	<p>【対応中、スケジュール感不明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報開示（今後の対策）： <ul style="list-style-type: none"> - 昨年12月1日以降の全コマを対象として、毎日48コマ分のスポット市場の需給曲線を継続的に公開 - 発電所の稼働状況・発電実績や燃料在庫の開示は引き続き検討中 - 発電情報の公開に関しては、公開に関する影響等の実態調査を行いつつ、諸外国の制度も参考に、HJKSでの情報開示の在り方等について引き続き検討中。

<p>② 徹底した真相究明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち入り調査を含むあらゆる権限を行使した、中立的立場からの徹底した真相究明 ・ 徹底した情報開示・要因分析：LNGの調達不足の要因、売り惜しみの可能性も含めた売り入札と買い入札の双方の適正性、特に12月末の売り入札減の要因等 	○	<p>【対応中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧一般電気事業者に対して電気事業法に基づく報告徴収を実施の上で、2月25日に、公正取引委員会も参加する審議会の場において旧一般電気事業者等への公開ヒアリングを実施。 ・ 価格高騰の要因分析： <ul style="list-style-type: none"> - 売入札量の減少は、寒波により自社小売需要及び他社相対卸供給の増加と、燃料制約によるLNG及び石油火力の出力抑制等によるもの。 - スポット市場入札時点の余剰電力の全量が市場に供出されていることも確認 - 自社供給力や小売需要、燃料制約等から算出される入札可能量も不合理な説明はないことを確認 - 一部の電力会社のグロス・ビディング取りやめも、売り買い入札量の同程度の減少のため約定価格への影響も限定的 - 発電情報公開システムへの情報開示も、一部での人的ミス除き、問題点は確認されていない <p>⇒相場操縦等の問題となる行為は確認されていない</p>
<p>③ 価格高騰に関する正確な状況説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳冬による需要増は想定内であったこと、再エネが需給ひっ迫の一因でなく供給力として価格抑制に貢献していること、主因が化石燃料の在庫不足等であること、自由化が不十分だったから起きたことなど、要因の正確な説明の実施と過去の説明の訂正 	▲	<p>【一部対応、ただし不十分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今冬の需給逼迫は、断続的な寒波による電力需要の大幅な増加とLNG在庫減少によるLNG火力の稼働抑制が主因。 ・ さらに、石炭火力のトラブル停止や渇水による水力の利用率低下、太陽光の発電量変動といった背景事象が重なったことで、需給逼迫は増幅。 ・ こうした逼迫の裏には、石油火力の休廃止や稼働中原発の減少という構造的な事象が存在。

<p>④ 新電力等の緊急支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポット取引決済、インバランス、FiT 特定卸、託送料金：支払い期限延期、分割払い ・一般消費者、中小企業ユーザーの保護：支払い期限延期、分割払い ・約定価格の遡及的見直しの検討 ・インバランス精算：一定値上回る場合に限界費用ベースに設定、遡及適用で差益を小売事業者に還元 ・FiT 特定卸の調達価格：買取価格を上限に、遡及適用で差益を小売事業者に還元 ・新電力等への特別融資枠の設定 	<p>△</p>	<p>【一部対応、一部対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インバランス及び FIT 特定卸供給料金の支払い期限延期や分割払い(9分割)を一般送配電事業者に要請。 ・ 市場連動型料金メニューを提供する新電力に対し、需要家に対して柔軟な対応に応じるよう要請。 ・ 送配電事業者においてインバランス収支で差益(余剰利益)が実際に発生しているかどうか、透明性を確保の上、その状況をよく確認した上で方向性を検討 ・ FIT 特定卸については、FIT 特定卸供給への支払猶予措置を実施 ・ FIT 電気の送配電買取の収支余剰は、緊急対応として、遡及的に生じた収支余剰相当額を賦課金の軽減に充て、小売事業者ではなく国民に還元する仕組みとする方向で検討 ・ 約定価格やインバランス価格の遡及適用については、何ら事前の策を講じなかった事業者だけに着目して、市場参加者に対し、市場取引の結果を遡及的に見直すような措置を講ずることは慎重に検討。 ・ 市場高騰の影響を受けた中小企業に対して、柔軟な対応を行うよう、政府系金融機関等へ要請。また、小売電気事業者向けの相談窓口を設置し、資金繰り支援策(日本公庫貸付や信用保証制度等)等を紹介。
--------------------	--	----------	--

<p>⑤ 市場制度の再設計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グロスビディングを含む卸電力取引に対する電取委の監視機能の強化 ・ 相場操縦に関する基準の明確化、燃料制約下の玉出しに関する基準の設定 ・ 需給曲線・発電所の稼働状況・燃料在庫の状況などの電力市場関連の情報公開の徹底と卸電力取引所の指導（再掲） ・ スポット市場におけるサーキットブレーカー制度の導入 ・ 先物市場や先渡市場の活性化やデマンドレスポンスの利用の拡大等 ・ OCTTO による電力需給検証の対象に kWh を追加 ・ 小売事業者による、小売契約上のリスクに関する消費者への説明の徹底 ・ FiT 電気の通常買取にて発生した差益の低炭素投資促進機構への還元と、その遡及適用 	<p>△</p>	<p>【対応予定、一部対応不可、スケジュール感不明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グロス・ビディングの必要性も含めて在り方を検討中 ・ 相場操縦に関する基準はすでにガイドラインにおいて定めているが、今般のスポット市場価格高騰を踏まえ、燃料制約や揚水制約の実施基準の明確化に向けて、今後審議会において検討を進めていく。 ・ 市場における上限価格の設定は、海外事例（テキサス ERCOT や欧州 ACER）を踏まえ、慎重に検討。 ・ 2022 年度からは、実需給の電気の価値に基づくインバランス料金制度そのものがセーフティネットとして機能すると考えられる。2021 年度中は別途暫定的セーフティネット措置（インバランス料金制度）を検討中。 ・ 先渡・先物・BL 市場等のヘッジ手段の利用拡大やデマンドレスポンスの利用拡大に向けた方策を検討中。 ・ OCTTO による電力需給検証の際に、kWh の余力評価を行う仕組みを導入する方向性。 ・ 市場連動型料金メニューを提供する新電力に対し、需要家に対して柔軟な対応に応じるよう要請。 ・ FIT 電気の送配電買取の収支余剰は、緊急対応として、遡及的に生じた収支余剰相当額を賦課金の軽減に充て、国民に還元する仕組みとする方向で検討中。一方で、小売買取に関しては、遡及は行わず現行の規定のとおり。
-------------------	---	----------	---

<p>⑥ 構造的問題への対処</p>	<p>・発電所の一定量の義務的な市場玉出し、旧卸電気事業者や公営水力発電との長期契約の解約、発販間取引の透明化、発販分離の実現等</p>	<p>▲</p>	<p>【一部対応、スケジュール感不明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧一般電気事業者が内外無差別な卸売を行うこと等のコミットメントの実効性確保のため、実施状況の確認・公表を予定 ・ 義務的な市場玉出しや発販分離そのものの検討はなし。 ・ 公営水力発電の長期契約の解約については、違約金ゼロでの解約事例を関係団体経由で自治体に速やかに周知いただくなど、適切に対応を実施中。引き続き、事例の把握と共有を徹底していく。
<p>⑦ 明らかにされるべき疑問点や公開されるべきデータ (追加提言)</p>	<p>・ 別紙エクセル参照</p>		

(4) 需要家の選択肢の拡大について

論点	意見（委員意見書等）	対応状況 (○、△、▲、×)	対応詳細
① 電源トラッキング	<ul style="list-style-type: none"> 電源トラッキングシステムを2021年度中に構築すべき。特に、FITについては、現時点でデータも揃っているはずで、優先して全てにおいてトラッキングを開始すべき。 	▲	<p>【対応中、方向性を夏までに】</p> <p><FIT 証書></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>FIT については、発電事業者からの同意は不要とする方向で検討中。</u> <u>FIT 証書について、2021 年度中にほぼ全量のトラッキング実施を目指す。</u> <p><非 FIT 非化石証書></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>非 FIT 非化石証書のトラッキング実証を 2021 年 8 月頃から開始予定。</u> <u>実証の状況を踏まえつつ、着実な増加を目指す（ただし、非 FIT 非化石証書の全量トラッキングの見通しは未定）</u> <u>全電源のトラッキングに関しては、トラッキングの進展も踏まえつつ検討する。</u>
② 電源表示	<ul style="list-style-type: none"> 電源構成表示を義務化すべき。 	▲	<p>【検討予定だが、具体的な進捗なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約口数ベースでは、96%以上の需要家が電源構成を開示済みの事業者から供給を受けており、電源構成に関心のある消費者は、情報を開示している事業者を選択することが可能。 <u>電源構成やCO2排出量など表示の義務づけを行う場合には、電事法の改正が必要であるが、委員指摘を踏まえ、今後の対応については引き続き検討。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> 消費者にとって分かりやすい表示に変更すべき。具体的には、ガス・石炭・石油に分けた表示に変更すべき。 	△	<p>【検討は行うとのことだが、具体的な進捗なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の小売ガイドランの表示例において既に、ガス・石炭・石油に分けた記載となっている。 本年度内に予定している小売ガイドラインの改定で消費者にとって分かりやすい表示への変更の一部対応している。 電源構成やCO2排出量など表示の義務づけを行う場合には、電事法の改正が必要であるが、タスクフォース委員指摘を踏まえ、今後の対応については引き続き検討。
	<ul style="list-style-type: none"> CO2 排出量や放射性廃棄物の表示を義務化すべき。 	△	<p>【検討予定、スケジュール感不明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の量の表示については、消費者団体からのご要望をいただいていること等を踏まえ、小売ガイドラインにおいて望ましい行為と位置付けることについて審議会で検討する。さらに、他にどのような情報を開示することが、望ましい行為として位置づけられるかについても、あわせて検討する。 電源構成やCO2排出量など表示の義務づけを行う場合には、電事法の改正が必要であるが、委員指摘を踏まえ、今後の対応については引き続き検討。
	<ul style="list-style-type: none"> グリーン電力証書、J-クレジットを使用した場合でも、非化石証書同様に再エネ表示ができるよう変更すべき。 	△	<p>【明確な回答無し】</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの証書等の役割が異なる点を考慮しながら、再エネ表示が可能であるか検討を行ってまいりたい。

③ 非化石証書	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に通用する制度にすべく、非化石価値取引市場のあり方自体の再考 	△	<p>【検討中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非化石価値取引制度について、国際的な制度との整合性も踏まえ、制度の見直しを検討中。
	<ul style="list-style-type: none"> 非化石を再エネと原子力に分け、再エネの証書は名称を再エネ証書に変更。もし原子力や廃棄物の証書が必要であれば、再エネ証書とは分けた原子力証書、廃棄物証書を作るべき。 	×	<p>【対応困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非化石証書の中で、再エネとそれ以外を分けており、需要家は既存の制度下でも再エネとそれ以外を選択することが可能。
	<ul style="list-style-type: none"> 非化石証書、グリーン電力証書、J-クレジット（再エネ）と証書が3種類もあって非常に分かり辛く、使い辛いため、統合すべき。統合が難しいのであれば、少なくとも適用されるルールは統一すべき。 	△	<p>【対応困難/検討中】</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン電力証書は民間企業が推進している証書であり、同証書の一つに統合することは難しい。 適用されるルール（税務上の扱い）については、④の三つ目の項目にて回答。
④ フレキシブルな取引	<ul style="list-style-type: none"> 他国同様、環境価値を電力販売と切り離し、需要家が環境価値(非化石証書)を直接購入できるようにすべき。 	△	<p>【対応中、方向性を夏までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>証書の購入規模等、一定の要件を満たした需要家に対し、非化石証書の直接購入を認める方向で検討中。</u> ただし、需要家の直接購入は、小売事業者の高度化法目標達成可否に影響を与えうることから、高度化法への対応については整理が必要。

	<ul style="list-style-type: none"> FIT 非化石証書に設定されている下限価格を撤廃すべき。 	△	<p>【対応中、方向性を夏までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>非化石価値取引制度の見直しにあわせて、価格は大幅に引き下げる方向で検討している。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 環境価値に伴う証書の購入費用は全て税務上費用化できるようにすべき。 	△	<p>【検討予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境価値に伴う証書の税務上の取扱いについては、証書毎の趣旨に応じて税務当局の意見・判断を頂いているものであり、それぞれの証書の税務上の処理の実態を踏まえ、検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> グリーン電力証書に対しても、系統再エネの取扱いを積極的に認めるべき。 	△	<p>【検討中】</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン電力証書における系統への取扱いを否定しているものではないが、非化石証書制度とのダブルカウントの回避は必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> 自己託送の解釈等を広げ、発電事業者と需要家が直接再エネの購入契約（PPA）を締結できるようにすべき。 	△	<p>【対応中、対応策を夏までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>自己託送の定義を拡大し、条件付（FIT 又は FIP 制度の適用を受けない電源による電気の取引であること、需要家の要請に基づく新設の脱炭素電源であること等）でオフサイト型 PPA を可能とする方向で検討中。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 補助金無し再エネ（非 FIT）に関しては、賦課金の減免を検討すべき。 	△	<p>【対応中、方向性を夏までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>オフサイト型 PPA については、自己託送の定義を拡大する方向で検討中だが、賦課金の取扱いについては負担の公平性の観点から反対意見もあり慎重に検討中。</u>